

戦後フランスにおける石炭産業の再建

— 国有化（1946年）と計画化（1947-1953年） —

石 山 幸 彦

はじめに

フランスにはノール（Nord）やロレーヌ（Lorraine）など各地方に数多くの炭鉱が存在し、石炭を産出してきた。だがフランスの石炭産業は、国内需要を満たすのに十分な石炭を産出していたわけではなく、同国経済は第二次大戦前からイギリスやポーランドなどからの石炭輸入に依存していた。ナチスの占領から解放された終戦直後のフランスでは、国内炭鉱の産出も減少しており、外貨不足や周辺諸国の混乱などによって、十分な輸入も確保できなかったため、深刻な石炭不足に悩まされていた。当時の石炭不足は、食糧などそれ以外の物資の不足と相まって、フランス経済復興の障害となり、国民生活さえも困窮に陥っていたのである。

そうした状況を反映して、フランス政府は1946年から電力、ガスなどのエネルギー産業をはじめとして、自動車、銀行、保険など数多くの産業部門で国有化を実施し、経済再建に着手した。そうした国有化政策の一環として、石炭産業でも国有化が実施されたのである。さらに、同政府は計画庁（Commissariat général du plan, CGP）を中心に、企業経営者や労働者代表なども参加して作成した経済計画、すなわち第1次近代化設備計画（Le Premier plan de la modernisation et de l'équipement, 通称モネ・プラン）を1947年から実施する。以上のようにフランスでは、政府が積極的に経済介入することで、不足する物資や資金を合理的に配分し、生産の急速な拡大と経済復興をめざしたのである。

さらに、フランス政府は1952年にはヨーロッ

パ石炭鉄鋼共同体（Communauté européenne du charbon et de l'acier）を創設させ、ヨーロッパ統合を積極的に主導した。それは、石炭輸入国であるフランスが同共同体を通じてヨーロッパ・レヴェルでの石炭調達を視野に入れていたことを意味している。周知のように、共同体の創設によって、加盟国間に石炭、鉄鋼の自由貿易市場が開設されることになるからである¹⁾。

それでは、終戦から石炭鉄鋼共同体に組み込まれるまでのフランス石炭産業は、国有化とモネ・プランを経て、どのような経営状況にあったのだろうか。この問題について、従来の研究では2つの領域に関連する研究が存在する。第1はフランスの石炭産業それ自体について分析したものであり、第2はモネ・プランなど経済政策全般を扱うなかで言及されたものである。

まず、第1の石炭産業に関する研究では、最新のものとしては、2009年に刊行された『国家と経済 19世紀～20世紀』に所収されているヴァラシャン（Denis Varaschin）の論考²⁾が存在する。ヴァラシャンは解放されて以降のフランスの石炭産業が、政府の管理下で急速に生産を拡大する様子を1960年まで分析した。ただし、政府は石炭の対外依存度の縮小と国外からの安定調達、石炭価格の抑制と石炭産業の投

1) とりあえず、石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』日本経済評論社、2009年。

2) D. Varaschin, *Pas de veine pour le charbon français (1944-1960)* in A. Beltran, C. Bouneau, Y. Bouvier, D. Varaschin, J.-P. Willot (dir.), *Etat et énergie XIXe-XXe siècle*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 2009, pp.129-152.

資促進、さらには石炭産業と石油産業の利害の調整など、矛盾した政策目標が錯綜するなかで、株主として明確なビジョンを示せなかった。その結果、エネルギーをめぐる経済状況の変化に応じて、政府は石油と原子力を中心とするエネルギー政策をなし崩し的に採用することになると結論づけている。また、ヨーロッパ・レヴェルでの戦後の石炭需給について分析したプロン (Régine Perron)³⁾ は、終戦から1950年代初頭のヨーロッパにおいて石炭不足が深刻であった状況を詳細に分析し、そうした状況が1950年代半ばには解消されていたことを解明している。さらには、労働運動史の専門家であるホルター (Darryl Holter) は、戦中から戦後における炭鉱労働者の労働運動と石炭産業国有化との関連について、ノールやパ・ドゥ・カレ (Pas-de-Calais) 地方の炭鉱を中心に詳細な分析を加えている⁴⁾。

また、戦後の同時代に発表された現状分析としては、1956年のフィリップ (Didier Philippe) の学位論文が、石炭産業の国有化過程における法制度の整備や、政府と国有炭鉱会社との権限と役割の配分などを分析している⁵⁾。さらに、ノーヴェル (Paul Novel) は世界のエネルギー事情から説き起こし、終戦から1970年までのフランスにおける石炭生産全般を扱った著書⁶⁾

3) R.Perron, *Le marché du charbon un enjeu entre l'Europe et les Etats-Unis de 1945 à 1958*, Publications de la Sorbonne, 1996.

4) D.Holter, *The Battle for Coal, Miners and the Politics of Nationalization in France*, Northern Illinois University Press, 1992.

5) D.Philippe, *Les charbonnages français nationalisés Organisation du pouvoir ; Résultats économiques*, thèse pour le doctorat ès sciences économiques, Université de Paris, Faculté de droit, présentée le décembre 1956. わが国では、佐伯哲朗「第二次大戦後フランスにおける石炭産業の「国有化」と労働運動」小沢弘明、佐伯哲朗、相馬保夫、土屋好古『労働者文化と労働運動—ヨーロッパの歴史的経験—』木鐸社、1995年、203-238頁。

6) Paul Novel, *Le charbon et l'énergie en France*, Berger-Levrault, 1970.

を1970年に発表している。

第2のモネ・プランなど経済政策全般との関連では、チュイリエ (Jean-Paul Thuillier) が石炭産業における第3次近代化設備計画 (Le troisième plan de la modernisation et de l'équipement) までの実施状況を概説している⁷⁾。さらに、マルゲラズ (Michel Margairaz) は石炭など国有化産業がモネ・プランにおいて優先的な資金配分を受けたことを指摘している⁸⁾。これら以外にも、各地域の炭鉱について分析した研究や、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体結成後の同共同体とフランス石炭産業の関係を分析したカルボネル (Mauve Carbonell)⁹⁾ とルブート (René Leboutte)¹⁰⁾ の研究が存在することも指摘しておく。

だが、これら従来の研究では、モネ・プランによる石炭産業の回復状況は詳細に検証されていない。特に、フランスにおける石炭の生産や供給が、どのような状況にあったのか。この点を明らかにしておくことは、フランス経済の戦後復興はもとより、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の結成を導くシューマン・プラン立案の背景や

7) Jean-Paul Thuillier, *Les charbonnages et le plan (1946-1962)*, in Henry Roussio (dir.), *De Monnet à Massé*, Editopns du CNRS, 1986, pp.89-101.

8) M.Margairaz, *L'Etat, les finances et l'économie Histoire de une conversion 1932-1952*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1991.

9) M.Carbonell, *La politique charbonnière de la CECA (1952-2002)*, X.Daumalin, S.Daviet, P.Mioche (dir.), *Territoires européens du charbon des origines aux reconversion*, Publications de l'Université de Provence, 2006, pp.149-167.

10) R.Leboutte, *L'action des Communautés européennes dans la politique de réadaptation des travailleurs et la reconversion industrielle, 1950-2002. Aux origines de l'Europe sociale*, J-F.Eck, P.Friedemann et K.Lauschke (dir.), *La reconversion des bassins charbonniers. Une comparaison interrégionale entre la Ruhr et Nord/Pas-de-Calais*, *Revue du Nord*, Hors sérié. Collection histoire n.21, 2006, pp.335-356.

同共同体結成の意義を考えるうえでも重要である。

そこで本稿では、国有化によって設立されたフランス石炭公社（Charbonnages de France, CDF）の営業報告書、フランス計画庁文書などに基づいて分析する。それによって、フランス解放から1953年のモネ・プラン終了までにおける採炭実績、設備の近代化や財務状況など、フランス石炭公社や石炭産業全体の経営状況を解明する。

1. 終戦時の石炭産業と石炭産業の国有化

上記のように、戦後にフランスの諸炭鉱は国有化され、国有企業によってフランスの石炭産業は再建されることになった。そしてこの体制は21世紀の初頭に解散するまで、フランスの石炭生産を担っていくことになるのである。そこで本節では、終戦直後のフランス石炭産業がおかれていた状況を確認し、国有化の経緯を跡づけて、フランス石炭産業の組織構造や性格を検討する。

(1) フランス石炭産業国有化への途

周知のように、フランスの国土は1944年にナチス・ドイツの占領から解放されていった。だが、当時のフランスは1930年代の深刻な不況と戦時の破壊や収奪によって、生産設備は荒廃し、深刻な経済危機に直面していた。石炭産業はその典型例であり、ドイツの占領下においてノール、パ・ドゥ・カレやロレーヌ地方の諸炭鉱は特に甚大な被害を受けていたのである。そのため、生産量は、1930年の5,500万トン余りから1944年には1,700万トン余りにまで激減していた。

そうした状況にあって、戦時中にはドイツに協力して石炭を供給していたことなどから、従来の炭鉱経営者は労働者や国民全体から信頼を失い、フランス石炭産業では経営者の追放が相次いでいた。具体的には、ヴィシー体制から共和制への転換を担ったモンペリエ地域とトゥールーズ地域それぞれの共和国委員（*commissaire*

de la République）は、1944年9月27日と同9月30日のアレテ（*arrêté*）¹¹⁾によって、ガール県（*Gard*）、エロー県（*Hérault*）、オード県（*Aude*）、タルン県（*Tarn*）とアヴェロン県（*Aveyron*）の炭鉱を徴発した。さらに、当時フランス最大の石炭産出地域であったノールやパ・ドゥ・カレの炭鉱でも、1944年10月11日のオルドナンス（*ordonnance*）¹²⁾によって、これら地域の民間炭鉱会社の経営者たちはその任を解かれ、同年12月13日のオルドナンスによって、国有企業であるノール＝パ・ドゥ・カレ国有炭鉱（*Houillères nationales du Nord et du Pas-de-Calais*）が設立された。こうした措置は、戦時下でナチス・ドイツによる過度の生産や労働者酷使の要求に応じたノールやパ・ドゥ・カレの炭鉱経営陣に対して、報復的措置を求めるフランス共産党や労働総同盟（*Conseil général des travailleurs*, 以下CGTと省略する）などの要求に応えたものであった¹³⁾。

以上のように、共産党のポール（*Marcel Paul*）、社会党のラコスト（*Robert Lacoste*）、などの産業大臣のもと進められた上記諸炭鉱の経営権移転の結果、1946年4月の時点でフランスの炭鉱は3つのカテゴリーに分類することができた。第1はモンペリエとトゥールーズの共和国委員によって徴発された南フランスの諸炭鉱で、第2はノールとパ・ドゥ・カレの国有炭鉱である。さらに第3には、それ以外の民間企業によって経営されているロワール（*Loire*）、モーゼル（*Moselle*）、プロヴァンス（*Provence*）などの諸炭鉱である。

このように終戦直後のフランス全国の炭鉱は、各地域の抱える事情によって多様な経営形態をとっていた。だが、国有化によって統一的

11) 各省大臣、行政機関による命令、処分、規則の総称。

12) 行政権によって発せられる命令の一種。

13) 詳しくは、D.Holter, *The Battle...*, pp.40-80; D.Varaschin, *Pas de veine...*, p.130; D. Philippe, *Les charbonnages français...* pp.4-6.

な経営システムを確立すべきであることは、衆目の一致するところであった。なぜなら、戦前から解放直後のフランス石炭産業は生産設備が老朽化し、中小規模の企業が多数乱立している状況にあったからである。例えば1938年の時点ではフランス全体で181もの企業が存在し、1944年の国有化以前のノールやパ・ドゥ・カレにおいても18社が32の鉱区で操業していた。そのため、中小企業が乱立する民間経営のままでは、急速な設備の近代化や生産の拡大は望むべくもないと考えられたのである。すなわち、生産拡大が急務な石炭産業が、そのために必要な設備投資と労働力の確保を実現する方法は、国有化以外にないことは明白であった¹⁴⁾。さらに、こうした状況は電力産業やガス産業にも共通するものであり、エネルギー安全保障の観点からも、これらの産業でフランス電力(Électricité de France)やフランスガス(Gaz de France)が設立され、国有化が実施されたのである。

そこで、フランス臨時政府は1946年3月27日に憲法制定議会(Assemblée Nationale Constituante)にフランス石炭産業国有化のための法案を提出した。その趣旨説明において政府は、石炭産業の急速な再建と近代化の必要性を強調し、既存の民間企業がそれを実行することは困難であると説明した。その結果この法案は迅速な審議を経て4月26日に可決され、同年5月17日の国有化法によって、フランス石炭公社が設立されるなど、全国の炭鉱はごく一部の零細炭鉱を除いて国有化される運びとなったのである¹⁵⁾。

このフランス石炭公社はパリに本部をおき、ノール、パ・ドゥ・カレ、ロワールなどフランス全国各地の炭鉱を傘下に収め、フランス国内の石炭生産と販売を一体的に管理するこ

とになった。ただし、1946年6月28日には一連のデクレ(décret)¹⁶⁾によって、アキテーヌ(Aquitaine)、オーヴェルニュ(Auvergne)、ブランジー(Blanzy)、セヴァンヌ(Cévennes)、ドーフィネ(Dauphiné)、ロワール、ロレーヌ、ノール＝パ・ドゥ・カレ、プロヴァンスに9つの炭鉱会社(Houillères des bassins)が設置され、各地域の炭鉱経営にあたることになった。すなわち後に詳しく検討するように、パリの石炭公社が全国の国有炭鉱会社を統括しながらも、各地域の炭鉱会社は一定程度の自律的な採炭・経営を実施することになったのである¹⁷⁾。

(2) 国有化の方法と実施

国有化の具体的方法は、1946年の国有化法で規定され、旧会社の資産は一括して国有炭鉱会社に有償で譲渡されることになった。すなわち、上場企業の場合には旧来の株式と交換で、年利3%で50年償還の補償債が旧会社の所有者に譲渡される。非上場企業については、譲渡される資産の評価額に相当する同様の補償債が旧所有者に交付される。その際に補償債の交付はエネルギー国民金庫(Caisse nationale de l'énergie)が担当し、同金庫は国有炭鉱会社からその償還に必要な金額を徴収する。なおこの金庫は、電力やガス産業の国有化の補償でも同様の役割を果たしている電力・ガス設備国民金庫(Caisse nationale d'équipement de l'électricité et du gaz)が、1948年11月26日のデクレによって改組された機関である。

ただし、1946年の国有化法17条に規定されたいわゆる「17条委員会」(commission de l'article 17)が石炭採掘とは直接関係のない資

16) 大統領または総理大臣による政令。

17) ただし、その1946年の終わりまでに管理委員会が組織され、取締役が任命されたのは、9つの炭鉱会社のうち、ノール＝パ・ドゥ・カレ、ドーフィネ、ロワール、アキテーヌ、ブランジーの5つだけであった。D. Philippe, Les Charbonnages français..., p.14. 佐伯哲朗「前掲論文」, 208-226頁。

14) D. Varaschin, Pas de veine..., pp.136.

15) D. Philippe, Les charbonnages français..., pp.6-7.

第1表 旧上場企業から譲渡される資産

(単位：フラン)	
ノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱会社 (Houillères du bassin du Nord Pas-de-Calais)	19,218,210,200
ロレーヌ炭鉱会社 (Houillères du bassin de la Lorraine)	2,159,666,632
ロワール炭鉱会社 (Houillères du bassin de la Loire)	1,101,313,299
セヴァンス炭鉱会社 (Houillères du bassin des Cévennes)	843,213,688
ブランジー炭鉱会社 (Houillères du bassin de Blanzey)	2,079,515,012
アキテーヌ炭鉱会社 (Houillères du bassin d'Aquitaine)	1,300,775,086
プロヴァンス炭鉱会社 (Houillères du bassin de Provence)	249,891,230
オーヴェルニュ炭鉱会社 (Houillères du bassin d'Auvergne)	145,057,358
合計	27,097,642,505

出典) CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, p.11.

産を選別し、これらを譲渡されない資産としてそのリストを作成する。旧上場企業については、1944年第1四半期の平均株価に基づいて計算された株式総額から非譲渡資産の価値を除いた金額が旧所有者に補償される。非上場企業については、同法12条に規定されたいわゆる「12条委員会」(commission de l'article 12)が、17条委員会が決定した譲渡資産に対する旧会社の補償要求と国有炭鉱会社の補償提案に基づいて、補償額を決定する。このような方法で、暫定的に公的管理下にあったノール、パ・ドゥ・カレやフランス南部の諸炭鉱も含む全国の炭鉱が、国有化されることになったのである¹⁸⁾。

以上の基本方法に基づいて、17条委員会は1947年7月1日に石炭採掘とは関係ないものとして10億7,748万6,597フランに相当する資産を発表した。その結果、旧上場企業から譲渡されるべき資産の総額は270億9,764万2,505フランで、炭鉱会社8社に第1表のような金額になった¹⁹⁾。

非上場企業については、1949年1月11日のデクレによって、12条委員会委員が指名され、4月6日から補償額の算定作業が開始された。同委員会は1950年4月に非上場企業への補償を総額約150億フランと算定した。

さらに、1946年の国有化法では、従来の会

社は1946年12月31日までに株主総会を開き、同年6月30日時点で会計を閉じて清算するため、分配金の確定や清算人に委ねられた資産の帰属を決定することになっていた。だが、現実にはその確定は困難であり、1948年8月23日の法律によって国有化法の16条が改正され、1945年12月31日をもって会計を閉じることになった。その後の引き渡しまでの期間については、損失が出た場合は新しい炭鉱会社が負担し、利益が出た場合の配当は追加補償としてほぼ半額が現金で、半額が債券で従来の所有者に支払われることになった²⁰⁾。

したがって、旧会社への補償額は、上場企業、非上場企業の資産譲渡に対する補償と追加補償を合わせて、約434億5,000万フランが見込まれており、1948年8月の時点で未確定であったロワールの補償が11億フランと想定され、総額445億5,600万フランと考えられた。これは、フランス石炭公社と炭鉱会社9社の負担となり、その配分は第2表に示した通りである²¹⁾。

このように算定された補償額に対して、債券の引き渡しは、エネルギー国民金庫が1949年5月1日から開始した。1950年5月1日までの業務開始1年で上場企業の補償されるべき2,048万2,880株のうち1,801万9,725株分、23

18) Charbonnages de France (以下、CDFと省略), *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, pp.9-10.

19) *Ibid.*, p.11.

20) *Ibid.*, pp.12-13.

21) CDF, *Rapport de gestion exercice 1949*, Paris, 1950, p.17.

第2表 旧企業（上場企業+非上場企業）への補償額

(単位：百万フラン)

ノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱会社	20,687
ロレーヌ炭鉱会社	12,952
ロワール炭鉱会社	2,637
セヴァンヌ炭鉱会社	1,036
ブランジー炭鉱会社	2,362
アキテーヌ炭鉱会社	2,413
プロヴァンス炭鉱会社	313
オーヴェルニュ炭鉱会社	1,300
ドーフィネ炭鉱会社 (Houillères du bassin du Dauphiné)	788
フランス石炭公社	68
合計	44,556

出典) CDF, *Rapport de gestion exercice 1949*, Paris, 1950, p.17.

億 870 万フランに相当する補償債が引き渡された。これは上場企業の補償額のうち 88%にあたる債券が交付されたことになる。翌 1951 年初めには非上場企業の分も含めて全体で 97%の補償債が交付され、僅かな例外を除いて、ほぼすべての旧企業の所有者に対して債券が引き渡されたのである。

以上のように補償債の引き渡しは順調に実施されていったが、補償条件について合意が得られないケースもあった。その場合は、行政裁判の最上級裁判所としての権限をもつ国務院 (Conseil d'Etat) の裁定に委ねられた。例えば、ロワール炭鉱の地下埋蔵物に対する権利についての補償条件を規定した 1950 年 7 月 13 日のアレテについて、ロワール炭鉱会社から 17 条委員会の決定に対して不服申し立てがあったが、国務院は 1950 年 11 月 24 日付でそれを却下した。さらに、旧上場企業の資産返却分を定めた 17 条委員会の裁定について、1950 年までにロワールについて 3 件、ノール＝パ・ド・カレ、セヴァンヌ、オーヴェルニュについて 1 件ずつの合計 6 件の不服申し立てが国務院に寄せられた²²⁾。また、1950 年の 3 月から 7 月になされた

た非上場企業に関する 12 条委員会の決定に対しては、1950 年までにフランス石炭公社と炭鉱会社から 23 の訴えが、旧会社からは 8 件の不服申し立てが国務院に寄せられている²³⁾。

(3) フランス石炭産業の組織構造—政府と石炭公社、石炭公社と炭鉱会社

国有企業として設立されたフランス石炭公社と炭鉱会社 9 社はどのような組織形態をとっていたのか。また、パリの同公社と各地域の炭鉱会社の役割や権限はどのように配分されたのか。さらに、政府との関係はどのように整備され、政府はいかに同公社や各炭鉱会社を管理することになるのか。以下ではこれらの点を検討して、同公社の組織構造や機能と役割を整理しよう。

まず、石炭産業の国有化を規定した 1946 年国有化法では、すでにみたように国有化された炭鉱は、法人格を持ち財政的に独立した 2 種類の国有企業によって管理、運営されることになっていた。第 1 は、中央組織であるフランス石炭公社で、全国の国有炭鉱会社を統括する純粋な管理組織であった。第 2 は、各採炭地域で実際の石炭採掘・加工と販売を担当する炭鉱会社 9 社である。したがって、全体を統括する公社と実際の採炭を担当する炭鉱会社の二重構造となっていたのである。

第 1 の石炭公社は、戦時中に生産や供給

22) CDF, *Rapport de gestion exercice 1951*, Paris, 1952, pp.18-19.

23) CDF, *Rapport de gestion exercice 1950*, Paris, 1951, pp.15-16.

第3表 フランス石炭公社管理委員会メンバー（1948年）

政府代表		
ボールペール	Claude BEAUREPAIRE	産業省鉱山局長
デュボワ・テーヌ	François PAUL-DUBOIS-TAINE	財務監察官
ギヨーム	Marin GUILLAUME	鉱山監察官
ランベール	LAMBERT	労働監察官
メルシエ	Ernest MERCIER	国民経済監察官
スピネッタ	Adrien SPINETTA	土木技師
消費者代表		
※ オーディバール	Etienne AUDIBERT	鉱山監察官
アニキュオ	Jean HANIQUAUT	パ・ドゥ・カレキリスト教労働組合（CFTC）書記長
ジュオー	Léon JOUHAUX	労働総同盟労働者の力派（CGT-FO）書記長
マンギユイ	Yves MAINGUY	鉱山技師
ロワ	Eugène ROY	ロンウィー製鋼所取締役
トゥルヌメース	Raymond TOURNEMAINE	鉄道労働者全国連盟書記長
個人代表		
ドゥ・ベルグ	DE BERGH	ノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱技術者
ブラ	BLAS	地下労働者全国連盟（CGT）書記
※※ ドゥラビ	Louis DELABY	鉱山職員連盟（CFTC）書記長
ドゥギユエ	Victorin DUGUET	地下労働者全国連盟（CGT）書記長
オータン	OUTIN	ロワール鉱山労働者組合（CGT）書記
※※ シノ	Noël SINOT	鉱山労働者連盟（CGT-FO）書記長

出典）CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949 より作成。

（注）※ 委員長 ※※ 副委員長

を管理していた各産業の組織委員会（Comité d'Organisation）の一つで、石炭産業を管理していた固形鉱物燃料組織委員会（Comité d'organisation des combustibles minéraux solides）²⁴⁾の後継機関である炭鉱事務所（Office professionnel des houillères）の資産や機能を引継いだ、わずか350人ほどの社員からなる組織である²⁵⁾。同公社には管理委員会（Conseil d'administration）が設置され、公社の経営を監督する権限が与えられた。同委員会は18名で構成され、そのうち、第3表のように政府代表が6名、消費者代表が6名、その他の個人代表6名からなり、政

府からは産業省（商工省）の鉱山局長、財務監察官（inspecteur général des finances）や鉱山監察官（inspecteur général des mines）が委員を務めていた。なかでも、委員長オーディバール（Etienne Audibert）は消費者代表として管理委員会に加わっていたが、鉱山監察官でもあった。以上のような管理委員会の構成は、第2の各地域に存在する炭鉱会社9社にも取り入れられており、政府による石炭産業管理の仕組みが組み込まれていたのである。そしてこうした管理委員会のもとに、取締役会が日常の業務にあたることになっていた。

さらに、石炭公社に対しては、1946年法は以下の4つの権限を与えていた。まず1つ目として、公社は炭鉱会社9社を代表して、生産計画と坑内装備に関する計画を取りまとめ、政府の承認を得る。さらに、石炭価格については政府の指示を受ける。すなわち、炭鉱会社は石炭公社を介して政府の承認を得た生産や設備投資計画を実行し、価格面でも政府の意向に従うこ

24) この組織委員会は、1887年に設立された同業者組織であるフランス炭鉱中央委員会（Comité central des houillères de France）が1940年に解体されて、設置された。AN, 40 AS, Comité central des houillères de France.

25) Décret du 29 mai 1946 relatif à la dissolution de l'Office professionnel des houillères, *Journal officiel*, le 30 mai 1946, p.4741.

とになった。2つ目には、公社は石炭産業全体の資金調達を調節し、安定させるために、炭鉱会社が行う社債発行、期限1年以上の借入れ、公的金融機関である国家契約国民金庫（Caisse nationale des marchés de l'Etat）からの借入れに許可を与える。すなわち、各炭鉱会社は上記の資金調達を実施するには、公社の承認が必要だったのである。さらに公社は、国有化の補償にともなう炭鉱会社のエネルギー国民金庫への支払いや、その他の借入れの返済を保証する。3つ目には石炭公社の管理委員会は炭鉱会社に監査証明書（*quitus*）を交付することになっていた。その際に公社の同委員会は大きな瑕疵があった場合、担当大臣の承認を得たうえで、炭鉱会社の管理委員を解任することができた。1950年代半ばまで実際に監査証明書の交付が拒否されたことはなかったが、所管大臣の同意を得て、石炭公社の管理委員会が炭鉱会社の管理委員の解任を決定した例は1954年に一件あった²⁶⁾。4つ目には、産業全体に関わる指導役として、技術開発や人材育成を促進することである。公社はフランス石炭公社研究開発センター（Centre d'études et de recherches des Charbonnages de France）を運営して技術開発を担い、炭鉱職業教育基金（Fonds de formation professionnelle des houillères）などを運用して専門技術者の養成に貢献した²⁷⁾。

以上のように、1946年の国有化法は、政府の代理としての石炭公社による各炭鉱会社に対する指導・監督を、炭鉱経営の核心部分を含む多様な側面から認めていた。したがって、公社による一元的で強力な管理・統制も可能にしているかのようにみえた。だが、同法の規定では、「炭鉱会社の法的、商業的、財務上の自律性を

阻害することなく」実施されるべきであるとも明確に規定されていた²⁸⁾。すなわち、国有化されたフランス石炭産業の経営は、中央の統制機関である石炭公社と各地域の採炭と販売を担う炭鉱会社の間で、その権限や役割が明確に配分されているとはいえなかった。したがって、戦後の石炭産業の経営をめぐる、石炭公社と炭鉱会社の間で厳しい対立を生じさせる可能性を内包していたのである。そのため1946年の国有化当初から、公社と炭鉱会社の対立はしばしばみられた。1948年6月に公社取締役会会長のギヨーム（Marin Guillaume）が炭鉱会社に対する公社の権限の弱さを理由に辞任したことは、そうした実情を反映した出来事として知られている²⁹⁾。

だが、実際のところは1947年以降、石炭公社の炭鉱会社に対する支配力は、炭鉱会社の経営者人事などで実質的に強化されていく。まず、1946年法の規定では、すでに指摘したように各炭鉱会社の管理委員会は18名で構成され、そのうち、6名は石炭公社から送り込まれることになっていた。その後の規則改正などで、同委員会の定数は変更されるケースもあったが、そこでの石炭公社の影響は強化される。なぜなら、国有化当初は人材不足のため、公社の代表もしばしば旧来の炭鉱関係者、すなわち各地域の炭鉱と関係の深い人物から選出せざるをえなかった。だが、次第に本来の公社から派遣された委員が着任するようになった。さらに、政府代表の枠も同様に公社からの委員で占められるようになり、炭鉱会社の管理委員会に占める公社側の委員は実質的に比重を増したのである。

また、以上の管理委員の任命に加えて、日常的な業務の責任者である取締役についても石炭公社の影響力が拡大された。それは、1946年の国有化法には規定されてはなかったが、1947年のデクレによって、炭鉱会社の取締役会会長が公社の同役の推薦に基づいて指名され

26) D.Philippe, *Les charbonnages français...*, p.29.

27) CDF, *Rapport de gestion exercice 1949*, Paris, 1950, etc.

28) Loi n.46-1072 du 17 mai 1946 relative à la nationalisation des combustibles minéraux, *Journal officiel*, le 18 mai 1946, pp.4272-4276. Article 3 de la loi du 17 mai 1946.

29) Didier Philippe, *Les charbonnages français ...*, p.27.

ることが規定された。さらに、1953年の12月より各炭鉱会社の管理委員長も公社の推薦を受けて選ばれることになり、現実に1946年には炭鉱会社9社のうち2社の管理委員長が公社の代表であったが、1948年12月から1954年3月には7名が公社の代表となった³⁰⁾。

当然のことながら、管理委員会や取締役会などの経営陣の人事に関与することは、公社が各地域の炭鉱会社の経営に重大な影響を及ぼすことを示唆している。以上のように、国有化後のフランス石炭産業は、中央のフランス石炭公社と実際の生産にあたる9つの炭鉱会社という二重構造で構成されたが、公社による中央管理、すなわち公社を介した政府管理が着実に強化されていったのである。

2. モネ・プランと石炭産業

戦後のフランスにおいては、すでに触れたように主要産業の国有化を進行させると同時に、政府は1946年1月3日のデクレで計画庁を創設し、経済計画化に着手する。これは周知のように、フランス経済の再生をめざして、モネ(Jean Monnet)が臨時政府大統領ド・ゴール(Charles de Gaulle)に対して1945年12月5日に経済計画の作成を提案した結果である。モネがこの年の8月から計画化を提唱するにいたった理由は、次のような事情からであった。彼は戦後フランス政府を代表して、アメリカ政府との経済援助交渉にあたった。その過程でフランス自らが経済復興計画を立て、アメリカ政府に提示することが経済援助の引き出しに必要であることを認識したのである。

初代計画庁長官に就任したモネは、有名な「近代化か、さもなくば退廃か」(modernisation ou décadence)を標語として、経済計画の作成過程でもその必要性を国民に訴えた³¹⁾。以下では、そこで作成された第1次近代化設備計画、いわ

ゆるモネ・プランの立案過程と実施状況について、石炭産業を中心に分析、検討する。

(1) モネ・プランの立案

計画庁は1946年に創設されると、まず首相を議長として政府閣僚16名と産業界代表5名、労働組合代表5名、農民代表4名、海外領土代表2名などで構成される計画審議会(Conseil du plan)を招集し、基本計画の策定を開始した。同審議会の席では、計画の期間が1947年から1950年までとされ、フランスの国内生産を1950年には1929年の水準に比べて25%増加させることが基本目標として設定された。この数字はそれまでに最も工業生産の大きかった1929年の生産水準を基準とし、戦後の需要拡大を勘案して設定されたものであった³²⁾。そしてこの目標について、計画審議会による最初の報告書によれば、「この努力は達成可能であり」「空想的ではない。なぜなら、近代化された生産設備を現在備えている諸国においては、この生産水準は達成されている。我々が提案する目標は、我々を他の世界に適応させるにすぎない³³⁾」。審議会はこのように述べて、是非とも達成されるべき目標と位置づけたのである。

だが、この全体目標を達成するうえで、大きな障害となりうる要素として、エネルギー、輸送手段、労働力、外貨の不足が予想された。そこで計画審議会は、全体目標を実現するための前提条件として、1950年に実現されるべき次のような特定部門の生産目標を設定した。「6,500万トンの石炭生産、240億キロワットアワーの水力発電、1,500万トンの銑鉄・鉄鋼生産、農業生産拡大のための5年間にわたる年間5万台のトラクター供給³⁴⁾」である。すなわち、全

30) Ibid., pp.27-29.

31) とりあえず、石山幸彦『前掲書』16-17頁。

32) Archives de la Fondation Jean Monnet (以下AMFと省略)、2/3/1, Commissariat général du plan de modernization et d'équipement, (以下CGPと省略)、Premier rapport au Conseil du plan, 16 mars 1946, pp.8-9.

33) Ibid., p.9.

34) Ibid., p.12.

第4表 炭鉱近代化委員会メンバー

委員長	デュギユエ Victorin DUGUET	労働総同盟 (CGT) 鉱山連盟書記
副委員長 (1946年5月まで)	パリゾ Georges PARISOT	産業省鉱山局長
副委員長 (1946年5月から)	ペリノー Georges PERRINEAU	産業省鉱山局長
	オーディバール Etienne AUDIBERT	鉱山審議会副委員長
	カデル Roger CADEL	プチット・ロセル炭鉱取締役
	グアリグ Pierre-Louis GUARRIGUE	経済省計画局長
	マルテル Henri Martel	国民議会議員 (共産党)
	デュアモー Michel DUHAMEAUX	ノール=パ・ドゥ・カレ炭鉱会社取締役会長
	マルガン François MARGAND	ロワール炭鉱会社取締役
報告者	アルマネ Jean ARMANET	パリ鉱山学校教授

出典) AN, 80 AJ 10, CGT, Premier rapport de la commission de modernisation des houillères, septembre 1946, p.7

体目標を達成するために、石炭をはじめ電力、鉄鋼、セメント、運輸、農業、機械の6部門を基幹産業として資金や資源配分で優遇する、いわゆる傾斜生産方式を採用したのである。

以上の基本目標をもとに、農業や製造業を含む各産業の生産目標が、産業部門ごとに組織された近代化委員会において設定されることになった。1946年2月5日の炭鉱近代化委員会 (Commission de modernisation des houillères) を皮切りに、同月12日の電力近代化委員会 (Commission de modernisation de l'électricité) などのエネルギー産業から農業にいたるまで、様々な産業に近代化委員会が組織され、各産業部門の生産目標、生産、投資や資金調達などの計画作成に取り掛かった³⁵⁾。

(2) 石炭産業の現状分析

国有化が実施される石炭産業についても他の産業と同様に、第4表のような官僚、経営者代表、労働組合代表、消費者代表からなる炭鉱近代化委員会が、すでに触れたように1946年2月5日に召集され、同産業に関する目標が検討されることになった。同委員会は、この1946年の9月に第1報告書を完成させ、詳細な計画目標を設定した。

まず報告書では、1925年以降のフランスの石炭埋蔵量や産出量を地域ごとに確認し、戦前と戦後の状況変化を分析する。それによると、フランス全体の石炭産出量は、1930年の5,505万7,000トン を頂点として減少し、戦時中には4,300万トン程度を維持したが、すでに触れたように1944年には1,722万9,000トンにまで落ち込んでいた。そうした経過を踏まえて、報告書は次の5点を指摘する。a) まず戦争中には、十分な設備の補修や更新が施されないにもかかわらず、占領者によって過剰な産出要求が課せられた。b) ロレーヌ地域の炭鉱は戦争中に破壊されたが、生産力回復の努力が払われ1944年11月の解放後、生産は急速に回復している。c) 炭鉱労働の重要な部分がドイツ人捕虜によって担われている。d) 労働者はここ数年來の、長時間労働、休日の削減、生活物資の欠如によって、疲弊している。e) 戦争以来、一定の零細規模炭鉱が閉鎖されたが、なおごく小規模な炭鉱の操業が継続されている³⁶⁾。

続いて報告書には、フランス各地域の炭鉱について、推定埋蔵量が示されている。それに基づいて、炭鉱近代化委員会はロワールやプランジーの炭鉱では鉱脈が枯渇し、将来的に採掘を続けることは困難だと予測している。それ以外

35) Archives nationales (パリ国立文書館所蔵史料、以下ANと省略) 80 AJ 1, CGP, Rapport général à la deuxième session du Conseil du plan, septembre 1946, p.6; 石山幸彦『前掲書』17-18頁。

36) AN, 80 AJ 10, CGP, Premier Rapport de la Commission de modernisation des houillères, septembre, 1946, pp.14-16.

第5表 フランス石炭産業の1日当たりの産出目標（年平均）

（単位：トン）

採炭地域	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
ノール＝パ・ドゥ・カレ	100,000	111,000	117,000	121,000	124,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
モーゼル	21,000	28,200	31,300	35,400	41,300	47,300	52,000	57,700	63,000	66,000
ロワール	13,500	13,625	13,750	13,875	14,000	14,100	14,200	14,300	14,400	14,500
ガール エロー	8,220	9,350	9,900	10,400	11,400	11,500	11,600	11,750	11,850	11,950
タルン	3,900	4,200	4,500	4,600	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
アヴェロン	2,260	2,420	2,550	2,700	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
ブルゴーニュ	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
サントル	4,190	4,390	4,515	4,695	4,770	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
フュヴォー	3,800	4,200	4,500	4,800	4,900	5,200	5,200	5,400	5,400	5,600
アルプス	1,450	1,600	1,600	1,650	1,700	1,800	1,800	1,850	1,900	2,000
オスタン ランド	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	7,500	8,000
その他	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
合計	173,420	194,685	205,915	216,020	227,070	235,700	241,600	248,800	254,850	258,850

出典) AN, 80 AJ 10, CGP, Premier rapport de la commission de modernisation des houillères, septembre 1946, p.61.

の地域では、産出の継続が可能であり、設備の近代化によって増産を見込むことができると述べている。

さらに、石炭の品質について揮発性材料を26%以上含むものをコークス化に適した石炭と評価し、そうした石炭はフランスにおける産出量全体の30%を占めるのみで、推定埋蔵量ではフランス全体のわずか15%にすぎないと分析している。したがって、これらの石炭の有効活用が必要であり、コークス化可能な石炭の一部がコークス化されずに、鉄道や零細企業の燃料として利用されている当時の状況は、国富の浪費であるとして厳しく非難している。すなわち報告書は、コークス化が可能な石炭は確実にコークス化されるべきだと訴え、石炭全体が不足しているなかでも、コークス用石炭の不足が一層深刻であったことを示唆している³⁷⁾。

(3) 石炭産業の生産目標

以上の分析をもとに、地域ごとに1946年の計画を立て、さらに1950年と1955年の生産計画を策定した。その結果、第5表のように、1日当たりの平均石炭産出量を年ごとに設定し、

1946年のフランス全体の目標を合計17万3,420トン（年間4,942万トン）、1950年のそれを22万7,070トン（年間6,471万トン）、1955年を25万8,850トン（年間7,377万トン）と設定した。以上のように、炭鉱近代化委員会はモネ・プラン最終年の1950年には年間6,471万トンの石炭生産を目標としたが、これは計画審議会が設定した生産目標6,500万トンを若干下回っていた。いずれにしても、フランス石炭産業は1930年代には生産を停滞させ、戦時中には一定の被害を受けていたにもかかわらず、モネ・プランでは基幹産業として重視され、戦後のエネルギー不足を解消するために急速な生産拡大が計画されたのである。

ただし、1950年以降に関してはノール＝パ・ドゥ・カレをはじめ多くの採炭地域で、生産目標は一定に保たれた。したがって、1946年から1950年までの5年間の増加率が約30%であるのに対して、1951年から1955年まででは約10%と、プラン実施期間以後の生産増加は緩やかな比率に設定されている。換言すれば、炭鉱近代化委員会はモネ・プランの期間を超えて1955年までの計画を立てた。だが、モネ・プラン以降については、将来の状況が不確かであるためか、プラン実施期間ほどの生産拡大を見込んではいなかったのである。

37) Ibid., pp.22-25.

第6表 フランス石炭産業の予測従業員数（坑内）

(単位：人)

採炭地域	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
ノール＝パ・ドゥ・カレ	140,000	141,000	139,000	129,000	116,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000
モーゼル	18,500	21,900	22,800	24,700	25,000	25,500	26,600	27,500	28,300	28,900
ロワール	14,700	14,000	13,500	13,000	12,500	12,300	12,100	11,900	11,700	11,500
ガール エロー	12,500	12,600	12,500	12,400	12,200	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
タルン	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
アヴェロン	2,930	2,950	2,950	2,870	2,830	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
(デカズヴィーユ)	470	480	480	320	260	200	200	200	200	200
ブルゴーニュ	7,800	7,700	7,450	7,350	7,200	7,000	6,780	6,550	6,500	6,550
サントル	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500
フュヴォー	3,730	3,790	3,700	3,720	3,700	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600
アルプス	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,800	1,800	1,800	1,800
その他	8,500	8,300	8,100	8,000	7,900	7,800	7,700	7,600	7,500	7,500
合計	220,380	223,870	221,530	212,310	198,440	199,050	199,480	199,750	200,050	200,350

フランス石炭産業の予測従業員数（坑外）

(単位：人)

採炭地域	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
ノール＝パ・ドゥ・カレ	56,000	53,000	51,000	49,000	48,000	47,000	46,500	46,000	45,500	45,000
モーゼル	14,800	15,000	15,200	13,800	12,600	12,800	12,700	12,700	12,900	12,900
ロワール	7,200	7,000	6,800	6,600	6,400	6,200	6,000	5,900	5,800	5,700
ガール エロー	7,100	7,000	6,800	6,600	6,000	5,400	5,300	5,200	5,200	5,150
タルン	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
アヴェロン	1,320	1,310	1,300	1,240	1,170	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
ブルゴーニュ	4,120	4,040	3,900	3,820	3,810	3,720	3,720	3,720	3,720	3,720
サントル	2,950	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700	2,650	2,600	2,550	2,500
フュヴォー	2,115	2,100	2,070	2,000	1,970	1,970	1,940	1,920	1,900	1,900
アルプス	1,100	1,020	1,000	900	900	850	800	700	650	550
オスタン ランド	120	140	140	140	150	150	160	170	180	200
その他	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
合計	101,825	98,410	95,860	91,600	88,350	86,510	85,490	84,630	84,120	83,340

出典) AN, 80 AJ 10, CGP, Premier rapport de la commission de modernisation des houillères, septembre 1946, p.62.

報告書ではそれを実現するための条件として、当面の1946年には設備近代化による効果は期待できないため、労働力確保の必要性を訴えている。具体的には第6表のように、1946年と1947年には約32万人（うち坑内労働者約22万人）が必要になる。その調達方法としては、外国人捕虜の活用、イタリアなどからの外国人やフランス国内労働者を採用することが考えられる。ただし、捕虜の場合は彼らの帰国時期が懸案になることも指摘された。次に、1955年までの目標達成の条件については、第1にやはり必要な労働力の確保をあげている。ただし、

機械化の推進が労働力確保の要請を一定程度緩和することも指摘し、炭鉱設備の機械化、近代化によって生産性を上げることに期待を寄せている。そのため、坑内労働者はフランス全体で1946年の22万380人から一旦は1947年の22万3,870人まで増加させるものの、1950年代には20万人前後に削減する。さらに、坑外労働者についてはほぼすべての炭鉱で減少させて、坑内外合計でも1946年の32万2,000人余

38) Ibid., pp.17-21, p.61 et p.62.

りから1950年には28万7,000人足らずに縮小することが計画されたのである³⁸⁾。

だが、生産目標自体はモネ・プランの進行中にも度々修正されることになる。まず、後に詳述するマーシャル援助受け入れ時のモネ・プラン全体の修正（延長）にともなって、炭鉱近代化委員会は同プラン作成当初に定めた生産計画を修正した。1947年から1948年にかけてその検討に入り、1952年の国有炭鉱会社の生産目標を年間6,600万トンから5,800万トンに、1953年のそれを7,100万トンから6,300万トンに縮小したのである。さらに、1949年には、計画庁と石炭公社による調査に基づき、政府は4月10日の法律で目標年を修正モネ・プランの最終年に合わせて1953年までとし、同年の生産能力をフランス全体で6,000万トン、そのうち国有炭鉱が5,870万トンと定めた。ここでは、それまでの生産実績から生産能力に変更し、目標を再度下方修正したのである。これは、後に詳述するように1947年と1948年にストライキなどによって生産実績が低下した経験から、生産力で目標を設定し、プランの達成度合いを測ることにしたものである。その後も、資金不足などから若干の投資計画の削減が1950年の初頭に行われたが、1953年の目標に変更はなかった³⁹⁾。

(4) 石炭産業の近代化計画

続いて報告書は、上記の生産目標を達成するための生産設備の近代化計画について、検討している。ただし、そこで取りまとめられた計画は、各炭鉱会社が個別に作成したものの寄せ集めであり、炭鉱近代化委員会が石炭産業全体の統一的な計画を立てたわけではなかった。そのため、計画は全体として一体性に欠けることを同委員会も認めている。この点について、報告書は次のように説明している。

「(炭鉱近代化)委員会が各プロジェクト

について詳細に立ち入ることは不可能である。

なぜなら、本委員会の実際の能力と比較して、はるかに膨大な作業が必要になるからである。さらに、多様な炭鉱の計画に厳密な方法で介入することは、委員会の役割にそぐわない。それは、地域ごとの従業員の慣習を大幅に変更することなく、すべてが鉱脈の特殊性を考慮して実行されるべき鉱山業のデリケートな領域に、本委員会が一定の構想を課す責務は負えないからである。長年にわたり採掘に携わってきた人々と長時間話し合い、開発に関する鉱脈の性質や従業員の習慣などのすべてについて、細部にまで精通することが必要である。そのうえで、鉱山の採掘計画は遠く離れた場所からではなく、現場で扱われるべきである⁴⁰⁾。」

以上のように、炭鉱近代化委員会は各炭鉱の鉱脈や採掘の実情に応じて、近代化計画を立てるべきであることを強調し、画一的に投資計画を作成することを差し控えたのである。換言すれば、国有化の仕組みが決定されつつあったこの時点では、生産設備近代化計画の全国的な調整は、国有化後の石炭公社あるいは政府に任されたことになる。

自らの限界をこのように認めながらも、委員会はモネ・プランによる近代化を進めるうえで一般的に留意すべき点を、8つの項目に分類して指摘している。以下では報告書の記述に従って、内容を要約しておこう。まず第1には総論として、坑内設備全体について、動力の電化、運送用具の機械化、坑道を支える坑木の金属化、炭層の透かし掘りをする機械であるコールカッターによる切り出しなどを実現する。さらに、坑内照明を電化し、ヘルメットなどに装着する

39) CDF, *Rapport de gestion exercice 1950*, Paris, 1951, pp.40-41.

40) AN, 80 AJ 10, CGP, Premier rapport de la commission de modernisation des houillères, 1946, p.26.

第7表 フランス石炭産業の投資計画（労働者住宅の建設を含む 1946年）

（単位：100万フラン）

採炭地域	1946	1947	1948	1949	1950	合計 1946-50	1951	1952	1953	1954	1955	合計 1946-55
ノール＝パ・ドゥ・カレ	4040	6050	6620	6710	6560	29980	3900	3890	3890	3890	3890	49440
モーゼル	3080	3900	4800	5040	4270	21090	4310	3950	3480	3410	2490	38730
ロワール	860	750	600	460	350	3020	350	320	280	240	250	4410
ガール エロー	923	990	967	967	939	4786	720	700	660	640	640	3360
タルン	105	295	360	155	145	1060	40	40	40	40	40	1260
アヴェロン	231	329	365	313	285	1523	180	180	180	180	180	2423
ブルゴーニュ	223	372	357	337	184	1473	149	128	118	36	36	1940
サントル	147	199	208	186	181	921	148	148	148	148	148	1661
フュヴォー	133	234	204	168	138	877	187	130	129	128	127	1578
アルプス	50	150	140	125	125	500	100	100	100	100	100	1000
オスタン ランド	125	5	170	5	5	310	5	5	5	5	5	335
その他	200	200	200	200	150	950	100	50	50	50	50	1250
合計	10117	13474	14991	14666	13332	66580	10189	9641	9081	8667	7906	112263

出典) AN, 80 AJ 10, CGP, Premier rapport de la commission de modernisation des houillères, septembre 1946, p.64.

携帯用照明を装備する。このような電化と機械化にともなって、採炭現場を集約し、大規模化することなどが提言された。

第2により具体的に、坑道と鉱石運搬システムについては、坑道を支える坑木を金属にすることによって、坑道の耐久性を高める。それによって坑内列車の導入、それを牽引する機関車の高速化、強力化を促進し、少なくとも50馬力を有するものとする。すなわち、坑内に電気機関車を走らせ、鉱石運搬車の輸送力を改善する。坑道の環境が整わない場合でも、鉱石運搬車はフランスの多くの炭鉱で使われている容量600リットルのものから、1,200から1,500リットルのものに更新されなければならない。新しい条件の良い作業区では、少なくとも容量3,000リットルの運搬車を使用すべきである。さらに、人員輸送のための施設も整備すべきで、重要な立坑ではエレベーターの設置が必要である。特に、坑口から作業場までに1時間以上の歩行が必要な炭鉱は、改善が必要である。

第3に採炭規模と掘削土の搬出について、新しく開発された作業区や、設備が更新されたものは、採炭規模を日産5,000トンから1万トン程度に拡大すべきである。すなわち、5,000トン規模より小さな作業区は閉鎖・統合し、採掘

は大規模区域に集中するべきである。さらに、日産5,000トンを超える作業区には、それまでのフランスでは一部の例外を除いて使用されていない、掘削土を運ぶスキップカーが必要である。立坑では掘削土を引き上げる容器ケージとスキップカーを併用することになる。また、作業区の集中、大規模化にともなって、坑外設備を近代化し、労働力の節約を促進しなければならない。

第4に、採掘された石炭を分類、処理する選炭については、フランスにおける選炭設備は老朽化しており、処理能力を改善することが必要である。新しい選炭場では機械選別を増加させ、人手による手選をより大粒の石炭に限定すべきである。現在のノール＝パ・ド・カレの炭鉱では、50ミリメートルまで手選で選別されているが、80ミリメートルから120ミリメートルの石炭に限定するべきである。重液選別は多くのカテゴリーの石炭を選別するのに適しており、粉炭の選別には、浮遊選鉱がより大規模に利用されるべきである。

第5には事務所機能を集中、大規模化するとともに近代化し、人員の削減を図る。第6には人材養成については、技術の近代化、高度化に対応できる技術者の養成が急務であり、特に坑

内で使う電気機械技術を備えたエンジニアの養成が重要である。第7には、労働者を確保するためには、快適な生活を保障する労働者住宅の建設が必要である。具体的には、シャワーをとまなう水洗ユニットと4部屋以上を備えた、多くの家族に適合した住宅を提供する。さらに、近代的な都市計画と建設技術によって、経済的で衛生面にも配慮した労働者住宅を迅速に建設する。第8には炭鉱に付随的な生産施設である発電所、コークス工場、石炭の低温乾留工場、焼結工場などは、バランスの取れた整備が必要である。

以上のように、炭鉱近代化委員会はフランス石炭産業の近代化について、各工程での電化、機械化とそれを実現するための作業場の大規模化を提言している。すなわち、生産拡大という喫緊の課題に直面して、労働力の節約と生産性の向上をめざすことを掲げていたのである。この計画を実現するための費用としては第7表のように、1946年から1955年までで、総額1,122億6,300万フランの支出を見込んでおり、1950年まででも665億8,000万フランの支出が計画されていた。ただし、その調達方法については、具体的に何も示してはいない⁴¹⁾。

こうした石炭産業に関するモネ・プランの内容は、実は炭鉱近代化委員会がすべて独自の調査分析に基づいて作成したものではなかった。それは、戦時中に石炭の生産や流通を管理していた固形鉱物燃料組織委員会と、それを引継いだ炭鉱事務所の資料や計画に一定程度依拠していたからである。この点については、炭鉱近代化委員会の報告者であったアルマネ(Jean Armanet)が第1報告書の冒頭に明記しており⁴²⁾、それは同時に炭鉱近代化委員会の能力的限界も示唆している。

さらに、石炭産業の近代化計画の作成は、1946年の国有化法案の審議と時期が重なった

ことも影響していたと考えるべきであろう。換言すれば、国有企業であるフランス石炭公社とフランス政府との関係、あるいは同公社と炭鉱会社の位置づけなど、不確かな要素が石炭産業には多数存在していた。したがって、すでに触れた各炭鉱会社間の近代化計画の調整と同様に、資金調達など重要でデリケートな問題については、炭鉱近代化委員会が立ち入ったプランを立てることはなく、石炭公社と政府に検討が委ねられたとみるべきであろう。

以上のように石炭をはじめ、各近代化委員会によってそれぞれの産業部門の計画が取りまとめられると、1946年11月に第2回の計画審議会が招集され、計画全体の作成作業に入った。翌年1月7日からは第3回の同審議会が開催され、1月14日の会議の席上でモネ・プランが承認されたのである⁴³⁾。

3. モネ・プランの実施と石炭産業

本節ではまず、フランス全体のモネ・プランの実施状況を概観し、次いで石炭産業についてその進行状況を分析する。さらにそれを踏まえて、同プラン終了間近の1952年にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が設立される時点で、フランス石炭産業はどのような経営状況にあったのかを検討しよう。

(1) モネ・プランの開始とマーシャル・プラン

1947年から早速モネ・プランは実行に移されたが、当初の計画が円滑に実施されたわけではなかった。それは、生産拡大に必要な設備投資が、様々な物資の欠乏や労働力、資金(特に外貨)の不足のために、計画より16%下回る規模しか実行できなかったためであることは、筆者は旧著に記している⁴⁴⁾。以下ではまず、マー

41) Ibid., pp.27-33 et 64.

42) Ibid., p.13.

43) CGP, *Rapport général sur le premier plan de modernisation et d'équipement, novembre 1946 - janvier 1947*, Paris, 1947.

44) 石山幸彦, 『前掲書』, 20-21頁.

シャル援助の実施によってモネ・プランが軌道に乗るまでの経緯を概観しておこう。

このように1947年の開始当初には、モネ・プランに遅れが生じていたが、1948年4月にマーシャル援助が開始されると、フランス政府はアメリカから膨大な援助物資を受け取り、それをフランス国内企業に売却することになる。こうしてフランス企業は外貨を節約して、燃料や機械など必要な物資を国外から調達することができるようになった。援助物資の売却によってフランス政府が蓄積した資金は「見返り資金」(counterpart value)と呼ばれ、アメリカ政府の了承を得て、フランス政府は利用することができた。以上のような仕組みで、90%以上が実物贈与で実施されたマーシャル援助は、被援助国フランス政府に自国通貨建ての資金をもたらしたのである⁴⁵⁾。

こうして得た資金の約3分の2をフランス政府は近代化設備基金(Fonds de modernisation et d'équipement, FME)に繰り入れて、設備投資資金として企業に貸し出し、モネ・プラン実施の資金源とした⁴⁶⁾。この基金による資金配分を決定する機関として、投資委員会(Commission des investissements)が1948年6月10日のデクレによって組織された。その際には、同委員会の委員長を財務大臣が務めることが規定されており、財務省がこの資金の配分に主導権を握ることになったのである。さらに、同年10月1日のデクレによって、各部門の近代化委員会

が作成した投資計画を計画庁が取りまとめて、それをもとに、財務省主導の投資委員会が設備近代化基金から資金を配分することが決定された⁴⁷⁾。したがって、財務省とモネ・プランを推進する計画庁とが対立することも予想されたのである。

すでに述べたように、このようなマーシャル援助の実施にともなって、フランス政府は1948年から1949年にかけてモネ・プラン全体を見直した。まず、プランの実施期間を1950年までから1952～53年までに延長した。これは1951年まで予定されていたマーシャル援助に対応して、モネ・プランの期間を延長したのである⁴⁸⁾。さらに、当初6部門とされた基幹産業に、新たにガソリン、ガスなどの発動機用燃料と窒素肥料の2部門が加えられた。基幹産業のなかでは、すでに触れた石炭生産とともにセメント生産の達成目標も削減された。このように計画には一定の修正も施されたが、プラン終了時点での生産目標全体は大きく変更されることはなかった⁴⁹⁾。したがって、修正されたモネ・プランは、マーシャル援助によって得られた物資や見返り資金を投入しつつ、期間が延長された分だけ、生産拡大の速度を緩めて再スタートしたのである。

(2) モネ・プランの進行

上記のような修正を経て、改訂されたモネ・プランは、1948年から1953年まで実施された。第8表にみられるように、1947年から1952年までで時価で総額3兆5,120億フラン、1952年のフランに換算すると5兆6億フランが設備投

45) M.Margairaz, *Les Finances, le Plan Monnet et le Plan Marshall entre contraintes, controverses et convergences*, R.Girault et M.Lévy-Leboyer (dir.), *Le Plan Marshall et le relèvement économique de l'Europe*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1993, p.146.

46) 1948年から1951年までにフランス政府が得た見返り資金は、7,779億1,300万フランであったが、そのうち5,332億9,400万フランが近代化設備基金に割当てられた。Margairaz, *Les Finances, le Plan Monnet...*, pp.169-170.

47) M.Margairaz, *L'Etat, les finances et l'économie...*, t.II, pp.1038-1047.

48) この時モネ・プランの終了時期が1952年から53年と曖昧にされたのは、「プランによる事業が多様であるため、明確な期日を設定することは厳密すぎるのが明白だから」と計画庁の報告書では説明されている。CGP, *Rapport sur la réalisation du plan de modernisation et d'équipement de l'Union française, Année 1952*, Paris, 1953, p.3.

49) *Ibid.*, pp.9-10; Margairaz, *L'Etat, les finances et l'économie...*, t.II, pp.981-986; 石山幸彦『前掲書』22頁。

第8表 モネ・プランにおける新規投資

(10億フラン時価)

	1947	1948	1949	1950	1951	1952	合計
I. 国有企業							
石炭産業	22.8	49.3	65.4	66.0	69.5	91.9	364.9
フランス電力	33.3	80.6	105.8	112.4	115.7	121.3	569.1
フランス・ガス	-	5.4	11.5	13.3	16.4	20.2	66.8
フランス国鉄	10.5	28.4	22.2	21.0	15.8	14.8	112.7
エール・フランス	4.0	4.9	4.7	5.4	6.6	6.3	31.9
小計	70.6	168.6	209.6	218.1	224.0	254.5	1,145.4
II. 民間・混合企業							
ローヌ国民会社	4.0	11.0	18.4	16.7	18.9	18.7	87.7
鉄鋼・鉄鉱石	7.5	17.4	35.2	52.8	60.2	78.5	251.6
発動機用燃料	8.0	15.0	27.0	31.0	40.0	43.0	164.0
その他の産業（観光業を含む）	29.3	43.7	64.7	79.0	94.4	94.7	405.8
農業（食品加工、肥料、農業機械を含む）	47.0	60.8	93.7	107.7	153.8	168.6	631.6
バッテリー	0.5	1.2	4.9	3.3	2.4	2.3	14.6
海運	-	-	-	1.0	4.0	5.0	10.0
小計	96.3	149.1	243.9	291.5	373.7	410.8	1,565.3
本土合計	166.9	317.7	453.5	509.6	597.7	665.3	2,710.7
海外領土	10.0	38.0	122.3	160.4	202.6	268.0	801.3
総計	176.9	355.7	575.8	670.0	800.3	933.3	3,512.0

出典）CGP, Rapport sur la réalisation du plan de modernisation et d'équipement de l'Union française, Année 1952, Paris, 1953, p.78.

第9表 モネ・プラン投資資金の調達元

(10億フラン、1952年の物価水準による)

	自己金融	債券発行	設備近代化基金	国家資金	銀行等からの借入れ	合計
I. 国有企業						
石炭産業	96.8	39.3	339.0	-	64.0	539.1
フランス電力	123.0	103.0	552.5	3.6	65.6	847.1
フランス・ガス	48.1	-	37.7	-	3.0	88.8
フランス国鉄	12.0	8.0	156.8	-	8.0	184.8
エール・フランス	6.4	-	16.5	24.9	3.0	50.8
小計	286.3	150.3	1,102.5	28.5	143.6	1,711.2
II. 民間・混合企業						
ローヌ国民会社	9.6	19.5	52.5	-	47.0	128.6
鉄鋼・鉄鉱石	105.7	24.3	116.0	-	95.0	341.0
発動機用燃料	163.0	25.0	2.0	15.7	27.7	233.4
その他の産業（観光業を含む）	243.1	140.3	8.5	-	196.1	588.0
農業（食品加工、肥料、農業機械を含む）	405.3	10.0	188.0	89.0	226.0	918.3
バッテリー	4.9	-	-	1.0	14.9	20.8
海運	-	-	6.3	-	-	6.3
小計	931.6	219.1	373.3	105.7	606.7	2,236.4
本土合計	1,217.9	369.4	1,475.8	134.2	750.3	3,947.6
海外領土	366.8	20.6	386.0	251.4	28.2	1,053.0
総計	1,584.7	390.0	1,861.8	385.6	778.5	5,000.6

出典）CGP, Rapport sur la réalisation du plan de modernisation et d'équipement de l'Union française, Année 1952, Paris, 1953, p.80.

第10表 モネ・プラン基幹産業の生産実績

	1929	1938	1946	1949	1950	1951	1952	1952-1953 (生産目標)	1952年にお ける1946年 からの増加率 (%)	目標達成率 (%)
石炭(100万トン)	55.0	47.6	49.3	53.0	52.5	55.0	57.4	60.0	16.5	96.0
電力(100億kwh)	15.6	20.8	23.0	30.0	33.1	38.3	40.8	43.0	77.0	95.0
うち水力発電	6.6	10.4	11.3	11.1	16.2	21.2	22.4	22.5	98.0	100.0
発動機用燃料(100万トン)	0.0	7.0	2.8	11.5	14.5	18.4	21.5	18.7	668.0	115.0
粗鋼(100万トン)	9.0	6.2	4.4	9.2	8.7	9.8	10.9	12.5	148.0	87.0
セメント(100万トン)	6.2	3.6	3.4	6.4	7.2	8.1	8.6	8.5	153.0	101.0
トラクター(千台)										
生産	1.0	1.7	1.9	17.3	14.2	16.0	25.3	40.0	1,230.0	63.0
保有数	20.0	30.0	50.0	115.0	135.0	150.0	200.0	200.0	300.0	100.0
窒素肥料(100万トン)	73.0	177.0	127.0	214.0	236.0	272.0	285.0	300.0	127.0	95.0

出典) CGP, Rapport sur la réalisation du plan de modernisation et d'équipement de l'Union française, Année 1952, Paris, 1953, p.13.

資に投入され、第9表のように、そのうち近代化設備基金からは、1952年のフラン価値で1兆8,618億フランが供給された。その際には、モネ・プランの基幹産業として指定された産業の国有企業などに重点的に資金が割当てられ、本稿の分析対象である石炭産業にも多額に資金が基金から貸し付けられている。すなわち、フランス石炭産業にはフランス電力に次ぐ3,390億フランもの資金が貸与されたのである。

その結果、主要産業部門の生産は1949年には戦前の最高水準を回復し、1952年にはフランスの工業生産は1946年に比べて71%増加した。これは戦前の最高水準を記録した1929年に対して8%の増加であった。さらに第10表のように、モネ・プランにおいて重視された基幹部門でも1946年から1952年までに、石炭産業を除けば70%を超える大幅な生産拡大を実現した。なかでも、ガソリン、ガスなどの発動機用燃料は668%もの増加を記録している。プランの生産目標に対しては、発動機用燃料が115%、電力が95%、石炭は96%の生産を達成し、部門によってばらつきはあるものの、計画は概ね達成された。以上のようなモネ・プランの実績について、計画庁は議会向けなどの様々な報告書類において高く評価し、自画自賛している⁵⁰⁾。それは、フランス経済が戦後の危機的

状況を脱し、歴史上まれにみる成長を記録したからである。

だが、同プランに続く第2次近代化設備計画(Le deuxième plan de la modernisation et de l'équipement, 以下2次プランと呼ぶ)の策定が検討される場面では、計画庁からもモネ・プランの成果について、問題点が指摘される。それは計画庁が2次プランの必要性を訴えるためであったが、モネ・プランの実績をより客観的に評価したものとも考えることもできる。具体的には、モネの後任計画庁長官に就いたイルシュ(Etienne Hirsch)が、1952年11月時点でのフランスにおける戦後の生産拡大が、欧米諸国と比較して決して高い水準にはないことを指摘したのである⁵¹⁾。この点は計画庁による1952年作成の報告書でも、終戦直後の1946年からの生産拡大では、周辺諸国と比べて高い増加率を達成しているが、戦前の最高水準と比較すると西ドイツ、イタリア、イギリスなどと比べても低い値にとどまっていることが確認されている⁵²⁾。

50) CGP, Rapport sur la réalisation..., etc.

51) AN, 80 AJ 17, E.Hirsch, Le deuxième plan de modernisation et d'équipement, novembre 1952.

52) CGP, Rapport sur la réalisation..., p.37.

第11表 フランスにおける石炭産出量

(石炭と褐炭 単位：1,000トン)

	1929	1938	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
ノール＝パ・ドゥ・カレ	34,918	28,238	28,368	25,509	23,549	27,669	27,560	28,030	29,406	27,554
ロレーヌ	6,093	6,739	6,060	7,432	8,236	9,772	10,347	11,487	12,210	12,001
ロワール	3,777	3,274	3,988	3,563	3,250	3,830	3,585	3,605	3,805	3,460
セヴァンヌ	2,166	2,438	2,424	2,431	2,352	2,853	2,716	2,851	2,893	2,875
ブランジー	2,846	2,511	2,306	2,339	2,237	2,601	2,600	2,627	2,678	2,589
アキテーヌ	1,885	1,534	1,720	1,632	1,636	2,024	1,964	2,006	2,100	2,020
プロヴァンス	892	633	1,075	1,046	970	1,119	993	1,248	1,205	1,087
オーベルニュ	1,068	955	1,085	1,028	943	1,198	1,014	1,097	1,145	1,120
ドーフィネ	359	375	431	455	385	464	442	502	536	542
国有炭鉱合計	54,004	46,697	47,457	45,435	43,557	51,529	51,221	53,453	55,978	53,248
フランス全体	54,977	47,562	49,297	47,323	45,129	53,043	52,521	54,975	57,355	54,536

出典) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.9.; CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, p.17.; CDF, *Rapport de gestion exercice 1949*, Paris, 1950, p.32.; CDF, *Rapport de gestion exercice 1953*, Paris, 1954 p.34 より作成。

第12表 国有炭鉱会社9社による石炭関連品(電力、コークス、ガス、炭団、ブリケット、化学合成品など)生産量

	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
電力 (100万 kwh)	3,267	3,491	3,465	4,727	4,671	4,992	5,722	6,822
コークス (1000トン)	3,647	3,807	3,782	4,210	4,268	4,467	5,070	4,632
ガス (100万 m ³)	1,441	1,574	1,536	1,790	1,796	1,889	2,152	2,039
炭団 (1,000トン)	2,674	2,624	2,864	3,407	3,464	4,604	4,917	4,357
ブリケット (1,000トン)	1,110	994	970	1,099	944	1,001	884	732
コールタール (トン)			147,287	170,085	168,455	186,570	212,271	202,225
ベンゾール (トン)			34,694	40,380	41,326	44,520	51,018	49,024
サルフェート (トン)			41,299	50,625	47,799	51,054	57,084	52,332
窒素 (完成品) (トン)				79,590		86,800	96,300	12,700
メタノール (トン)			11,800	12,900	13,600	19,700	18,100	17,900
エチレン酸化物 (トン)				1,060	1,010	1,160	1,300	2,900

出典) CDF, *Rapport de gestion, exercice 1947*, Paris, 1948, pp.10-14, CDF, *Rapport de gestion, exercice 1950*, Paris, 1951, pp.33-39 et CDF, *Rapport de gestion, exercice 1953*, Paris, 1954, pp.42-48 などから作成。

(3) 石炭産業によるモネ・プランの実施

a) 生産の増加と近代化の進展

では、モネ・プランの期間中に、石炭産業はどのような復興を遂げたのだろうか。すでにみたように、モネ・プランはマーシャル援助の開始後本格化し、石炭生産量は1952年には1946年と比べて16.5%の拡大を実現した。この数字は、他の基幹産業と比べると非常に低い水準にあるが、目標に対しては96%の生産を達成したことはすでに指摘した通りである。だが、それはモネ・プランの生産目標に沿ってフランス石炭産業が一定のテンポで生産を拡大した結果

ではなく、前半期と後半期で対照的な生産拡大の過程をたどった結果であった。すなわち第11表にみられるように、1948年には1946年と比べてフランス全体で8%以上生産を減少させ、その後1949年から1952年までには、22%ほど生産を拡大したのである。

まず1947年に生産を目立って増加させたのはロレーヌ炭鉱会社のみで、フランスの石炭産出量の50%以上を占めるノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱会社は280万トンを超える生産の減少を経験し、他の炭鉱会社でも生産を縮小させたところが少なくなかった。この年は6月、11月、

12月と続いた一連のストライキによって340万トン分にも相当する生産停止を余儀なくされ、国有炭鉱会社全体の生産量は4,543万5,000トンと前年を202万トン下回ったのである⁵³⁾。さらに、1948年にも同年前半の散発的なストライキや10月からの大規模ストライキによってフランス全国で588万トン分もの生産停止を招いた。そのため、ノール＝パ・ドゥ・カレでは200万トン近くも年間生産量が減少し、炭鉱会社9社でも前年を188万トン近く下回って4,355万7,000トンにとどまっている⁵⁴⁾。だが、公社の1948年営業報告書では、ストライキの影響を反映した「これらの数字を考慮すると、実際は500万トン近くの前年増産を見込むことができる」と評価して、実際の前年増産能力が1946年の生産実績を大幅に上回り、1938年の実績をも凌駕していることを強調している⁵⁵⁾。

戦後フランスの炭鉱における労働争議は、1945年の山猫スト以降1947年までは沈静化していた。それは、石炭産業国有化をめざすCGTが、ノール＝パ・ドゥ・カレなどを中心に増産運動を展開して、労組がエネルギー増産、フランスの経済復興に貢献できることをアピールしたからであった。すなわち、CGTは労働者を説得して石炭増産に貢献し、国有化による労組の経営参加実現をめざしたからである。だが、1947年から1948年には、物価高騰に悩む労働者たちの賃上げなど、待遇改善要求を組合側も無視できず、激しいストライキが実行された。しかし、軍隊までも投入した政府の厳しい鎮圧にあって、1948年11月までにはストライキは終息したのである⁵⁶⁾。

翌年1949年には第11表にみられるように、国有炭鉱の石炭生産は5,152万9,000トンと拡

大に転じ、国有化以来最大の生産量を記録した。その結果、この年には石炭の配給制度が廃止されている。その後は1950年に5,122万1,000トンと前年からわずかに減少したが、それはこの年の8月まで需要が低下し、操業を抑制せざるをえなかったためであると、同年の石炭公社の営業報告書は説明している。さらに同報告書によれば、この生産調整によって130万トンの生産が抑制され、本来は5,250万トンの生産が可能であった⁵⁷⁾。それ以後は1951年に5,345万3,000トン、1952年には5,597万8,000トンと生産を拡大したのである。だが、1953年には景気停滞の影響があって、5,324万8,000トンと1951年水準を下回る生産しか達成できなかった⁵⁸⁾。国有炭鉱の生産がほぼ97%を占めるフランス全体の石炭生産も同様の経過をたどり、1952年に5,735万5,000トン、1953年には5,453万6,000トンを記録している。

この期間中に動員された炭鉱労働者は、第13表にみられるように1947年には32万8,944人とモネ・プラン作成時に必要と考えられた32万2,000人以上の労働者を確保していた。だが、そのうちの坑内労働者は21万6,195人と、想定された22万3,870人を下回った。これは戦争による捕虜を動員して実現した数字であり、捕虜が解放されると労働者は減少に転じ、通常の雇用労働者も1948年から次第に減少していった。その結果、1950年には労働者は25万8,315人に減少し、モネ・プラン立案時に必要とされた28万7,090人を割り込んでいる。さらに、モネ・プラン最終年の1953年には23万5,539人となり、想定された28万4,380人を大幅に下回り、労働者は想定された数字よりも急速に減少したのである。ただし、ここでのモネ・プランにおける想定労働者数は、削減前の当初の生産目標に基づいて設定されたものであ

53) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.9.

54) CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, pp.16-20.

55) *Ibid.*, p.20.

56) D. Halter, *The Battle for Coal...*, pp.81-86 et pp.114-179.

57) CDF, *Rapport de gestion exercice 1950*, Paris, 1951, p.28.

58) CDF, *Rapport de gestion exercice 1953*, Paris, 1954, pp.33-34.

第13表 国有炭鉱会社9社の従業員数（各年末の人数）

	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
労働者	327,646	328,944	291,573	283,921	258,315	255,846	248,585	235,539
うち坑内労働者	211,189	216,195	190,786	186,416	167,697	168,958	164,990	155,307
捕虜	54,342	32,977	0	0	0	0	0	0
事務職	10,802	12,067	11,989	11,082	10,328	10,060	9,577	9,195
下級管理職・技術者	13,502	15,195	15,805	16,590	16,336	16,452	16,540	16,348
上級管理職・技術開発	1,906	2,034	2,015	2,002	2,052	2,042	2,062	2,082
合計	353,856	358,240	321,382	313,595	287,031	284,400	276,764	263,164

出典) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, pp.12-13, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, p.24, *Rapport de gestion exercice 1951*, Paris, 1952, pp.24-25, *Rapport de gestion exercice 1953*, Paris, 1954, p.91 より作成。

り、単純な比較はできないことに留意すべきである。

このように、1949年以降の急激な増産と同時に人員削減が進行したことは、いうまでもなく生産性が上昇したことを意味する。具体的には、フランス全体の労働生産性は1946年の坑内労働者一人当たりの1日平均産出量926キロ・グラムから1953年には1,426キロ・グラムと大幅に上昇した。この数字は他のヨーロッパ諸国と比較しても見劣りするものではなく、同じ1953年にイギリス1,618キロ・グラム、西ドイツ（ザールを除く）1,459キロ・グラム、ベルギー1,064キロ・グラムであった。1946年から1953年までの生産性上昇率で比較すると、フランスの54%に対して、イギリス、西ドイツ、ベルギーは15%から30%の上昇であり、フランスの上昇率は際立って高いことが確認できる⁵⁹⁾。

このような生産性の上昇は、モネ・プランで計画された様々な工程での電化、機械化の進行によって実現された。具体的にまず、坑内を支える支柱が金属製のものに代えられ、坑道の強度や耐久性が増した。それと坑内の電化によって資材運搬用機械を採掘現場まで持ち込むことが可能となり、採掘過程にはスクレーパー型採炭機、コールカッターが導入され、鉱石積載機が使用されるようになった。準備作業でも機械化が進み、鑿孔するための空気ハンマー、シヨ

バルカーが導入された。さらに運搬過程においては、大型鉱石運搬車やモーターカーが鉱石の運搬を担い、坑道にはベルトコンベアーも設置された。これらの機械化にともない、鉱山作業区の集中、大規模化も進行した。すなわち、採掘現場では切羽の延長や掘削速度の高速化が進み、小規模炭鉱は閉鎖されて操業中の立坑は1946年の262から1954年末の207に減少している⁶⁰⁾。以上のように、モネ・プランの期間中に電化、機械化による生産性の上昇は順調に進行したのである。

b) 資金調達と財務状況

それでは、以上のような生産増加を実現した石炭産業の設備投資資金の調達や財務状況は、どのように推移したのだろうか。各炭鉱会社は国有化初年度の1947年1月1日に、旧炭鉱所有者の資産を引継いだ。石炭公社の年次営業報告書が各炭鉱会社の当時の財務状況について報告しているところによれば、前年1946年下半期の赤字を埋めるための政府からの補助金61億3,000万フランは、1947年4月1日まで支給されなかつた。さらに、1946年に石炭ストックを回復するために要した資金35億2,000万フランも、1947年10月になるまで銀行から借入ることができなかつた。そのため、「1947年

59) *Ibid.*, pp.34-38.

60) D. Philippe, *Les charbonnages français...*, pp.117-120.

中の炭鉱会社の財務状況は緊迫していた⁶¹⁾」と1947年の営業報告書は述べている。

さらに、国策による石炭価格の抑制と、労働者の賃金や社会保障費等の引き上げによっても、炭鉱会社の収益は圧迫されていた。なかでも石炭価格については、フランス政府によって厳格に抑制されていた。戦中戦後のフランスは激しいインフレに悩まされており、政府は戦時下の1939年にヴィシー政権によって開始されたいわゆる「物価凍結」(blocage des prix)政策を継続し、戦後も物価を管理しようとした。この政策は1940年の物価法(Code des prix)と終戦後の1945年6月30日のオールドナンスに基づいて、製品、サービスに公定価格を設定して物価抑制をめざすもので、財務省・物価局(Direction des prix)の管轄となっていた。だが実際には、物資の欠乏や輸入品の価格高騰などにより、1945年から1948年には年率50%前後の物価上昇を甘受せざるをえなかった。食糧不足などが改善されたことを背景に、1948年1月1日から物価凍結政策は緩和されたが、エネルギー、セメント、鉄鋼、自動車、繊維などの価格は、その後も厳格に抑制された⁶²⁾。

そうしたインフレ抑制策のもとで、主要なエネルギー源である石炭の価格はモネ・プランの期間中も一貫して厳しく管理されていた。具体的には、石炭価格は1947年11月7日に60%引き上げられ、物価抑制が緩和された1948年1月1日に33.3%、同年10月21日に18.9%引き上げられた。その後1949年1月1日に1.05%引き下げられ、1951年には4月1日に14%、7月1日に2%、9月1日に19.7%引き上げられて、景気が停滞した1952年には4%引き下げられた⁶³⁾。以上の石炭価格の変動は、卸売物価と比較して特に低く抑制されたわけではない。だが、

「産業のパン」といわれた石炭価格が物価全体に与える影響を考慮して、不足している他の主要製品とともに政府が価格抑制を実施した結果である。いずれにしても、旧企業の経営を引継いだ当初の国有炭鉱会社は、厳しい財政状況にあった。

このような状況下にあった石炭産業では、生産設備の建設事業を「再建」(reconstruction)と「新規工事」(travaux neufs)とに分類していた。まず、再建は文字通り戦争中に被害を受けた施設を再建するもので、被害が深刻であったロレーヌ炭鉱会社の再建が最も重要であった。フランス全体では1946年に28億4,700万フラン、1947年には12億6,700万フラン、1948年末までに合計52億6,100万フランが再建のために費やされた。その資金としては、1944年10月に創設された再建・都市計画省(Ministère de la reconstruction et de l'urbanisme)から25億7,500万フラン支給され、政府系金融機関クレディ・ナショナル(Crédit national)から13億フラン、その他の銀行から7億5,000万フランが貸し付けられた。クレディ・ナショナルからの資金は、再建・都市計画省からの将来の払い込みで返済可能であったが、他の銀行からの資金は炭鉱会社自身が返済することになった⁶⁴⁾。

次に、新規工事はそれまでの生産力を維持、拡大するための設備投資で、石炭採掘以外にも発電設備などの関連施設や、労働者住宅の建設なども含まれていた。各地域の炭鉱会社9社は1947年には政府から総額260億フランの新規工事が認められ、物価上昇などもあって実際には274億2,300万フランを費やした。そのうち、自己金融で46億8,400万フラン、金融市場か

61) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.23.

62) M.-P.Chélini, *Inflation, Etat et opinion en France de 1944 à 1952*, Paris, 1998, pp.347-358; 石山幸彦『前掲書』pp.22-26.

63) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.23; CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, p.40; CDF, *Rapport de gestion exercice 1951*, Paris, 1952, p.40-41; CDF, *Rapport de gestion exercice 1952*, Paris, 1953, p.21.

64) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.25; CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, p.56.

らは社債の発行により75億2,900万フラン（うち、ロワール炭鉱会社が41億1,000万フラン、ノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱会社が34億1,900万フラン）の資金を調達した。さらに、公社は政府系金融機関の国家契約国民金庫⁶⁵⁾や市中銀行などから210億フランの融資（半額が1年期限、残りが5年期限）を受け、総額332億1,300万フランが調達された。

だが、前年の1946年にノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱会社の新規工事に充てられた38億6,700万フラン、解放以来ロワールの炭鉱再建に費やされた7億5,000万フランと、同年のストック積み増しのために使われた資金32億5,000万フランをこのなかから手当てせざるをえず、これらを差し引くと残りの資金は253億4,600万フランであった。1947年に投資された274億2,300万フランを賄うのに不足した資金について、石炭公社の1947年営業報告書には「自己金融や銀行信用で賄えなかった新規工事は、各炭鉱会社の流動資産から捻出されることとなり、その金額はおおよそ15億3,900万フランに達した⁶⁶⁾」と記されている。すなわち、約6億フランは支払い請求前であったために不足額から除かれているが、各地の炭鉱会社が流動資産を削って資金を捻出するなど、資金調達に難渋していたことがうかがえる⁶⁷⁾。

以上のような困難な状況が続いた結果、公社の営業報告書によれば、1947年の炭鉱会社9社の売上高は合計565億1,200万フランであったが、生産コストや販売費、一般管理費の合計は797億3,200万フランにも上り、営業損益は222億2,000万フランもの赤字を計上した。そのため、フランス政府はこの年の8月13日の法律で134億フラン、さらに9月12日の法律

で45億5,000万フランと合計179億5,000万フランもの補助金を国有炭鉱会社に急遽支給したのである。その結果、同じ公社営業報告書に示された一覧表では、炭鉱会社の営業損益は、第15表のように41億2,000万フランの赤字に縮小されている⁶⁸⁾。

だが、石炭の販売価格が1947年の11月7日にようやく60%ほど引き上げられ、1948年1月1日にも33.3%引き上げられた効果もあって、1948年の第1四半期には炭鉱会社9社は国有化後初めて31億7,600万フランの営業利益を出すことができた。さらに、この1948年には1月7日と3月21日の法律で、政府が石炭公社や各炭鉱会社に近代化設備基金から資金を貸し付けることが可能になった。それを前提として、同年9月24日の法律によって507億6,800万フランもの新規工事への支出が政府から認められたが、実際には第14表のようにそれを若干下回る493億5,600万フランの設備投資が実施された。その資金は、23億500万フランが自己金融により、90%以上を占める463億8,400万フランが近代化設備基金、6億6,700万フランがクレディ・スイス（Crédit suisse）やスイス銀行（Société de banque suisse）などから借入れられた⁶⁹⁾。

以上のように、マーシャル援助が開始された1948年から近代化設備基金が投入されて、新規工事資金の90%以上が賄われた。その結果、新規工事への投入金額は、前年を80%以上上回り、当時の物価上昇を割り引いても前年と比べて大幅に増加したのである。だが、この年の後半にはストライキなどで第4四半期の生産量が大幅に落ち込んだこともあって、10月21日に石炭の販売価格が18.9%引き上げられても、年間の営業損益は結局のところ52億3,200万

65) P.Zentz, Le rôle de la Caisse nationale des marchés de l'Etat pour l'octroi de crédits de rééquipement dans le cadre professionnel, *Revue économique*, volume 2, n.5, 1951, pp.675-681.

66) CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.25.

67) *Ibid.*, pp.24-25.

68) だがそれでも、47億5,000万フラン不足したため、政府はこの年さらに47億1,900万フランの追加補助金を支出する法案を議会に提出したが、この法案は議会通过しなかった。 *Ibid.* pp.22-26.

69) CDF, *Rapport de gestion exercice 1948*, Paris, 1949, pp.54-55.

第14表 国有炭鉱各社の投資支出額（労働者住宅の建設を含む）

(単位：100万フラン)

	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
ノール＝パ・ドゥ・カレ	13059	20812	25291	26073	30329	36656	35341
ロレーヌ	7306	15539	22935	19763	18565	28419	26280
ロワール	1920	3251	4834	4553	4939	5921	3477
セヴァンヌ	2123	4632	5868	5322	4813	7504	6336
プランジー	758	1297	1393	1350	1071	1390	1705
アキテーヌ	1146	1907	2292	2390	2047	2764	2523
プロヴァンス	306	512	674	757	1421	2135	1331
オーベルニュ	484	850	1503	1550	1479	1607	650
ドーフィネ	321	556	669	830	950	2194	1737
その他	0	109	121	0	11	30	29
合計	27423	49465	65580	62588	65625	88650	79409

出典) CDF, *Rapports de gestion exercices 1947-1953*, Paris, 1948-1954 より作成。

フランの赤字に終わった。それでも売上高は1,132億フランと前年に比べて倍増している。

その後1949年には年間を通じて営業損益はプラスに転じ、設備投資についても、1949年には4月8日の法律によって650億フラン、後に火力発電所に関する追加が認められて合計674億7,000万フランの新規工事が認められた。実際には655億8,000万フランが費やされ、前年よりさらに拡大された。そのうち、大規模設備に40.7%が支出され、前年の24.1%から大幅に拡充された。その資金源は近代化設備基金から約85%にあたる571億500万フラン、自己資金から約12%の79億3,100万フランが賄われた⁷⁰⁾。

その後も第14表にみられるように新規工事への投資額は、1950年の625億8,800万フラン、1951年には656億2,500万フラン、1952年の886億5,000万フランと、当時の物価上昇を考慮しても高い水準で推移している。それは、1948年から1950年まで投資資金の大半を占めていた近代化設備基金からの多額の借入れと、1949年以降急速に拡大した自己金融によって、資金が確保された結果であった。だが、近代化設備基金からの借入れが1949年の571億500

万フランを頂点として減少に転じ、それを補っていた自己資金が1952年の320億7,700万フランから翌1953年には161億7,300万フランに半減したことを反映して、モネ・プラン最終年の1953年には投資額は794億900万と減少した⁷¹⁾。

こうした投資の拡大に反して、国有炭鉱9社の財務状況は第15表、第16表のように1950年代に入っても不安定であった。1949年に一旦は9社合計で黒字化した営業損益は、ほとんどの会社が利益を出した1951年を除くと赤字を計上している。1949年から1951年まで利益を出していたノール＝パ・ドゥ・カレ炭鉱会社も1952年からは赤字に転落し、1953年には9社全体で214億6,600万フランもの損失を計上していた。純利益もほぼ同様の傾向をたどっており、国有炭鉱会社の経営は予断を許さない状況が続いていたのである。

以上のように、国有化されたフランス石炭産業の設備投資は、モネ・プラン実施期間に急速な拡大を実現した。その資金調達は、1948年

70) CDF, *Rapport de gestion exercice 1949*, Paris, 1950, pp.48-54.-

71) CDF, *Rapport de gestion exercice 1950*, Paris, 1951, pp.42-44; CDF, *Rapport de gestion exercice 1951*, Paris, 1952, pp.49-52; CDF, *Rapport de gestion exercice 1952*, Paris, 1953, pp.55-58 et pp.69-73; CDF, *Rapport de gestion exercice 1953*, Paris, 1954, pp.63-70.

第15表 国有炭鉱各社の営業利益と純利益

(単位：100万フラン)

		1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
ノール＝パ・ドゥ・カレ	営業利益	-3147	-2513	1887	713	5415	-2390	-8590
	純利益			2141	49	359	-2041	-9886
ロレーヌ	営業利益	-256	-1236	-386	304	1330	1001	-4699
	純利益			-153	-364	245	5	-5894
ロワール	営業利益	-455	0	81	-484	417	-652	-2407
	純利益			122	-583	142	-443	-2092
セヴァンヌ	営業利益	-229	-836	-142	-596	-24	-2224	-3162
	純利益			-218	-661	13	-1361	-2381
ブランジー	営業利益	17	-60	17	-127	460	137	-111
	純利益			0	0	61	0	-194
アキテーヌ	営業利益	-115	-36	-410	-442	93	-393	-909
	純利益			-334	-392	58	-313	-895
プロヴァンス	営業利益	35	-37	6	-37	162	-194	-482
	純利益			6	-32	32	-138	-378
オーベルニュ	営業利益	23	-224	-105	-236	305	-377	-738
	純利益			-123	-287	43	-347	-839
ドーフィネ	営業利益	7	-290	-211	-249	17	-251	-368
	純利益			-197	-252	2	-89	-218
合計	営業利益	-4120	-5232	737	-1154	8175	-5343	-21466
	純利益			1244	-2522	955	-4727	-22777

出典) CDF, *Rapports de gestion exercices 1947-1953*, Paris, 1948-1954 より作成。

からのマーシャル・プラン実施にともなう近代化設備基金からの借入れに支えられていた。すなわち、フランス政府が石炭産業を重要産業と位置づけ、近代化設備基金を優先的に振り向けた成果が明確に表れたのである。だが、国有炭

鉱会社は、依然として安定した利益を出すことはできなかった。すなわち、炭鉱会社の経営は全体として採算の取れる状態ではなく、政府による資金補填を必要とする状況は続いていたのである⁷²⁾。

おわりに

——国有化とモネ・プランの結果と展望——

戦後の政治・経済的危機に直面していたフランス政府は、主要産業の国有化と政府・計画庁主導の経済計画の立案、実行によって、戦後復興を軌道に乗せようとした。本稿で分析してきたように、石炭産業もエネルギー供給を支える産業として国有化され、パリのフランス石炭公社が各地域の炭鉱会社9社を統括する仕組みが構築された。すなわち、政府は石炭公社を介して石炭産業を管理することになったのである。

さらに、1947年からモネ・プランを実施し、石炭産業は基幹産業として優先的に資金や物資

72) さらに、石炭公社は1946年5月17日の国有化法第3条に基づいて、国有炭鉱9社間の損益の調整を行い、相対的に経営状態の良好な炭鉱会社から悪い会社へ資金が配分された。それは、前年までの一定期間の売り上げをもとに算定され、例えば1947年には1946年の第2四半期の実績に基づいて、アキテーヌ、ブランジー、ロレーヌの3社から残りの6社に資金が配分された。その後、1950年にノール＝パ・ドゥ・カレが資金を提供する側に回った他は、基本的にこの構図に変化はなかったが、資金の移転額は徐々に削減される傾向にあった。したがって、炭鉱会社9社は利益配分の面でも石炭公社を介した協力関係にあった。CDF, *Rapport de gestion exercice 1947*, Paris, 1948, p.23, etc.

第 16 表 国有炭鉱 9 社の損益計算

(単位：100 万フラン)

	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
減価償却前営業利益		-151	14229	15113	28409	25460	13935
減価償却費		5081	13492	16267	20234	30803	35401
営業利益	-4120	-5232	737	-1154	8175	-5343	-21466
特別償却・引当金				1349	8661	958	1354
臨時損益・過年度損益			507	-19	1441	1574	43
純利益			1244	-2522	955	-4727	-22777

出典) CDF, *Rapports de gestion exercices 1947-1953*, Paris, 1948-1954 より作成。

などの配分を受けて、政府主導で生産拡大と近代化を進めてきた。こうした強力な政府介入の結果、石炭の生産量は拡大し、生産性も大幅に向上したのであった。それは 1930 年代の停滞と戦時中の荒廃に喘いでいた石炭産業を早急に立ち直らせ、最も重要なエネルギー源である石炭を確保しようとするフランス政府による政策の成果であった。その結果、モネ・プラン終了直前の 1952 年時点で、国有炭鉱会社が年間 5,600 万トン足らず、フランス全体では 5,700 万トン余りの石炭産出を実現したのである。

以上のような政府による強力な介入は、具体的には近代化設備基金の重点的投入などによって実施され、国有炭鉱会社の営業収益も一定程度改善させたことは確かである。だが、政府が推進する石炭増産は、インフレ対策としての石炭価格の抑制を要求するものでもあった。したがって、当時の深刻な供給不足にもかかわらず、石炭価格は政府によって管理され、価格高騰は抑制されたのである。この事実は炭鉱各社の収益に制限を加え、必要とされた設備投資の資金調達も制約していた。その結果、国有炭鉱各社の厳しい財務状況が根本的に改善されることはなかったのである。すなわち、経済計画によって要請された多額の設備投資資金は、自己資金によって賄うことはできず、設備近代化基金からの借入れに大きく依存する構図ができあがっていた。

これは国有企業の宿命ともいえるが、政府の政策に国有炭鉱会社の経営は大きく左右されることとなり、市場の動向から一定程度切り離さ

れた経営が行われることになった。こうした状況は、戦後のフランスにおいては石炭産業のみにみられた特有の現象ではなく、同様に国有化された電力産業や、民間企業が担っていた鉄鋼業など他の基幹産業でも共通してみられたものである⁷³⁾。いずれにしても、生産力の拡大、生産設備の近代化と、製品価格の抑制 (= 収益の圧縮) という矛盾した課題を抱えて、政府からの資金供給、すなわち設備近代化基金からの貸し付けが 2 つの課題を両立させる重要な条件となっていた。

だが、マーシャル援助は 1951 年で終了しており、同援助に支えられた設備近代化基金がその後も資金を供給し続けることは約束されてはいなかった。逆に安易な資金供給は財政危機を招き、インフレを加速させてしまう危険性もはらんでいた。すなわち、モネ・プランによって復興を開始したフランスの石炭をはじめとする主要産業は、微妙なバランスの上で生産を拡大していたのである。

だが、本論でも触れたように、こうした政府による資金投入や、苦しい経営状況を強いられたにもかかわらず、フランスの石炭産業はモネ・プランの期間中に 16.5% しか生産量を拡大できなかった。これは他の基幹産業と比べても著しく低い増加率であった。それは、フランス各地の炭層の状態など自然条件に制約されていたからであり、そうした条件を考慮したモネ・プラ

73) 石山幸彦『前掲書』を参照。

ンの目標は96%とほぼ達成していた。そのため、当然のことながら炭鉱会社の石炭供給は国内需要を満たすことはできず、不足分の調達に国外に依存せざるをえなかった。特に、ストライキの激しかった1947年と1948年は生産量が落ち込み、その不足は深刻を極めていたのである。

以上のように、フランス経済は石炭産業の国有化、モネ・プランを通じて、石炭調達問題を解決することはできなかった。したがって、フランス政府は必然的に国外にその調達先を求めることになる。だが、国内供給の不足を補った

輸入も必ずしも順調に回復したわけではない。それは他のヨーロッパ諸国などでも戦争による損害を被っており、石炭不足はフランスのみに限定された問題ではなかったためである。いずれにしても、フランス政府は国際関係のなかに解決策を模索し、1950年にはシューマン・プランを発表して、1952年にはヨーロッパ石炭鉄鋼共同体を創設することになる。戦後における国外からの石炭調達や同共同体結成とその後の動向については、稿を改めて検討することしよう。

(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)